平成２２年（フ）第１９１号
静岡県富士宮市錦町８－２　和田ハウス201、前住所静岡県富士宮市上井出712番地　井出ハイツ201、前々住所静岡県富士市天間1061番地の１、前々々住所福島県いわき市常磐上湯長谷町釜ノ前９番地
破産者　小澤　詠子（旧姓根本）
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２０年（フ）第２１号
静岡県浜松市南区東若林町1208番地の３
破産者　有限会社丸万総合建築
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２４０号
愛知県豊橋市大岩町字境目15番地の48
破産者　有限会社上慎舗装
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２５４号
愛知県豊川市市田町西浦21番地
破産者　有限会社中央測機
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２１０５号
京都市上京区新町通寺之内下ル安楽小路町426番地２
破産者　有限会社彩翔苑
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９９１号
岡山県倉敷市児島唐琴４丁目14番23号
破産者　株式会社サンアミ
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０１号
沖縄県沖縄市山里２丁目20番２－301号　県営山里高層住宅
破産者　瑞慶覧和子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１４４号
長崎県長崎市大浦町１番26号
破産者　株式会社園池商店
1　決定年月日　平成23年１月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９０号
千葉県船橋市本中山３丁目５番９号　グリーンコーポ中山102号
破産者　鈴木　　僩
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２０７号
千葉県市川市市川１丁目２番11号
破産者　有限会社トマス
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７９３号
千葉市花見川区三角町10番地の２
破産者　エスケーロジテック有限会社
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７９４号
千葉市花見川区三角町10番地の２
破産者　鈴木　幸二
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７０２号
広島県廿日市市峠1514番地２
破産者　有限会社山忠建築工業
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４２１号
東京都八王子市狭間町1450番地１めじろ台コーポラス709号
破産者　松葉　民樹
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４９５号
東京都東村山市久米川町１丁目34番地52
破産者　相田　義行
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第９１５号
東京都府中市是政１丁目43番地白菊荘106号
破産者　西村　明理
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１２２７号
東京都羽村市五ノ神４丁目11番地９美紀ビル202
破産者　久永　　誠
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成１８年（フ）第２３５号
神奈川県三浦郡葉山町堀内848－２ヴィラマーレ葉山201、破産手続開始決定時の住所長野県上田市上田原716番地
破産者　山岸　　清
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２９３号
愛知県新城市野田字大野田23番地
破産者　鈴木桑株式会社
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２９４号
愛知県岡崎市日名南町３番地15
破産者　鈴木桑株式会社岡崎工場
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所豊橋支部